

広川町障害者基本計画等策定業務委託仕様書

令和5年 7月

広 川 町

広川町障害者基本計画等策定業務委託仕様書

本仕様書は、当該業務に関して基本的な事項を示したものである。そのため、その他必要と考えられる事項については、創意工夫して提案すること。

1 業務名

広川町障害者基本計画等策定業務委託

2 履行期間

本業務契約締結日から令和6年3月20日まで

3 業務の目的

本業務は、「障害者基本法」第11条に基づく広川町障害者基本計画（令和6年～令和11年）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下障害者総合支援法）」第88条に規定する「市町村障害福祉計画」（令和6年度～令和8年度）、「児童福祉法」第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」（令和6年度～令和8年度）の策定を目的とする。

具体的には、国の基本方針や県の障がい者施策計画等との整合性に留意した上で、障害福祉に係る関係法や制度、障がい者・児を取り巻く環境の変化を勘案し、広川町が取り組むべき課題や障害福祉施策を総合的かつ効果的に推進するための新たな計画「第4期広川町障害者基本計画」並びに「第7期広川町障害福祉計画」及び「第3期広川町障害児福祉計画」の策定を目的とする。それら計画を策定するために設置する委員会等の運営支援や資料作成業務等、計画の策定に関する業務を委託するものである。

4 業務内容

国や県が定めた関連計画を踏まえ、本町の最上位計画となる「広川町第4次総合計画」及び本町で策定した他計画との整合性を保ちながら策定するものであり、計画に盛り込むべき事項を踏まえ、企画提案、調査結果からの計画策定、成果品の編集までの関連業務とする。なお、計画策定にあたっては、地域における障害福祉サービスの利用やアンケート調査をはじめとする基礎調査の実施、課題の抽出、障害福祉の向上性の検討などを実施し、将来を展望した広川町の特性にあった計画を策定するものとする。

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

国の動向・県の関連計画、広川町の概要及び社会経済的特性等について、広川町が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(2) アンケート調査

障害福祉施策に対する考え方等の把握を行い、計画策定の基礎資料とする。受託者は、調査票の設計及び調査結果の入力・集計・分析を行い、アンケート調査結果全般の取りまとめを行う。また、障害者等の実態が可能な限り正確に把握できることに加え、回収率向上のためにも調査内容が分かりやすいものとするなど工夫をする。

対象者の抽出、宛名ラベルの作成は広川町が行う。調査表の印刷、発送用及び回収用封

筒の作成、封入・封緘及びラベル貼り作業、調査票の発送・回収は受託者が行う。(郵送料については受託者が負担する。)

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	1, 400人
サンプル数見込み	840票 (60%回収)
調査方法	郵送法
調査票種類数	1種
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問のクロス集計

(3) 各種現状分析

① 各種統計資料の取りまとめ

広川町の現行計画や福祉等の関連施策の実態把握及び課題の検証等を行い、直近5箇年の福祉サービスの実績等各種統計資料を取りまとめる。

② 施策現状の取りまとめ

町総合計画等の上位計画及び関連計画等を活用して本町における障害福祉施策の現状を取りまとめ、課題を抽出する。

③ 現行計画の評価

①②及び国が定める「障害福祉サービス及び相談並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針」に即しながら、各障害福祉のサービス等について、現行計画における実績を把握し、評価を行う。

(4) 関係団体等に対する調査

障害福祉の関係団体等に対し、活動状況や課題、地域福祉に対する意見等を聴取するための調査を実施する。

調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、関係団体等がシートに必要な事項を記入する。関係団体等への配布・回収は広川町が行い、受託者が結果を取りまとめる。

(5) 計画骨子案・素案の作成

障害福祉計画等の計画は一体とし、計画における見込み数値数、障害福祉サービス等に係る見込み数値や目標値、サービス確保のための方策について検討し、計画案を作成する。国県の指針等の動向も含める。

(6) パブリックコメント実施支援

本計画のパブリックコメントの実施のために必要な資料・データの提供等、広川町への支援を行うとともに、その対応策、回答内容についての助言を行う。

(7) 計画策定委員会への出席・運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会(4回開催予定)の運営について、会議資料(原データ)を作成するとともに必要に応じて出席し、議事録の作成と協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

- (8) その他、計画策定に必要と思われる業務について、町と十分に調整を図りながら行うものとするため、回数は定めない。町が要請した際には、担当者が来庁等対応し、打合せ、協議を行う。

5 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとする。

- (1) アンケート調査報告書 (A4版、表紙/本文1色)
- (2) 現計画評価書 (A4版、表紙/本文1色)
- (3) 第4期広川町障害者基本計画書 (A4版、50頁程度、表紙/本文1色、無線綴じ) : 100部
(うち40部は音声データ)
- (4) 第7期広川町障害福祉計画・第3期広川町障害児福祉計画書 (A4版、100頁程度、表紙/本文1色、無線綴じ) : 60部 (うち40部は音声データ)
- (5) 上記電子データ一式
- (6) その他町長が認めたもの

6 その他

- (1) 本業務に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示される等状況が変化した場合には、広川町と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (2) 業務を進行する上で必要な書類については、広川町から貸与するものとし、貸与された資料の管理を徹底するとともに、業務終了後返却すること。
- (3) 受託者は個人情報の適切な取扱いを保証できることとし、業務中に知り得た情報等を他に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は本業務の連絡調整については、緊密に行うこととし、広川町からの求めに応じ、専門的な立場でアドバイス等の支援をするものとする。また、策定にあたり経験と知識を有した担当者を配置し推進執行体制を充実させ、常に情報交換できる体制を確立すること。
- (5) 成果品については、すべて広川町に帰属するものとし、広川町の許可なく他に公表・貸与・使用してはならない。
- (6) 業務中、計画策定に関する最新の情報取得に最大限努めること。また、情報取得の遅れにより、業務に支障が出ることをないよう留意すること。
- (7) その他本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ広川町と協議し、決定すること。

7 連絡先

〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代 1804 番地 1

広川町 福祉課 福祉係

TEL 0943-32-1113 (福祉課直通、内線 144・145)

FAX 0943-32-7044

E-mail fukushi@town.hirokawa.lg.jp